

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所一関支部 執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇 〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人 (法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ)	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇
		代表者氏名	代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人 (法人) の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所一関支部執行官室(☎0191-21-8001)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 2 0 日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 佐 藤 宏 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 1 1 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 3 月 1 8 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 3 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分 盛岡地方裁判所一関支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 4 月 1 5 日 午後 1 時 0 0 分 盛岡地方裁判所一関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 2 0 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 陸前高田市広田町字長洞
地 番 1 8 1 番 1
地 目 宅地
地 積 6 0 4 . 0 0 平方メートル
所有者 A

2 所 在 陸前高田市広田町字長洞 1 8 1 番地 1
家屋 番号 1 8 1 番 1
種 類 居宅
構 造 木造ルーフィングぶき 2 階建
床 面 積 1 階 7 6 . 1 8 平方メートル
2 階 7 6 . 1 8 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8年 1月27日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 佐 藤 宏 幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地の南側の水路を通行するため、水路上に存在する橋状の工作物を利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 陸前高田市広田町字長洞
地 番 181番1
地 目 宅地
地 積 604.00平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 陸前高田市広田町字長洞 181番地1
家屋 番号 181番1
種 類 居宅
構 造 木造ルーフィングぶき2階建
床 面 積 1階 76.18平方メートル
2階 76.18平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



令和7年(ケ)第7号
令和7年9月10日受理
令和7年10月24日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所 一関支部
執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 陸前高田市広田町字長洞
 地 番 181番1
 地 目 宅地
 地 積 604.00平方メートル
 所有者 A

- 2 所 在 陸前高田市広田町字長洞 181番地1
 家屋番号 181番1
 種 類 居宅
 構 造 木造ルーフィングぶき2階建
 床 面 積 1階 76.18平方メートル
 2階 76.18平方メートル
 共有者 A 持分2分の1
 共有者 B 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録（物件１、２）」のとおり	
住居表示	(未実施)	
土地	物件１	
現況地目	■宅地	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者（Ｂ（物件２建物共有者）） 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり	
建物	物件２	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者（Ａ） ☐ その他の者 上記の者が、本建物を、住居として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原（物件 1 関係）		
占有範囲	■全部 ☐	
占有者	☐ 債務者 ■物件2建物共有者B	
占有状況	■敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(物件1土地所有者、物件2建物共有者)の陳述)の要旨		
占有権原	☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐ 所有権 ■不明	
占有開始時期	平成27年2月6日ころ（物件2建物の登記記録上の建築年月日）	
最初の契約等	契約日	
	期間	
更新の種類別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者（ ）
	借主	■占有者 ☐ その他の者（ ）
賃料・支払時期等	毎年金	円
	☐ 前払（ 分 円） ☐ 相殺（ 分 円）	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他	AとBは親子であることから、親族関係を基礎とする黙示の使用貸借契約が存在しているものと推測される。	
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件 1 土地関係

- 1 物件 1 土地は、物件 2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、南側で「水」を介して「道」に接面している。
現況、本土地は、南側で、水路を介して、幅員約 5. 1 メートルの舗装市道「長洞線」に接面している。
- 3 本土地の南側の水路上に、本土地への進入のための橋状の工作物が存在する（写真 1 参照）。A は、その築造費用は、自己が拠出したと陳述している。その橋状の工作物の幅員は約 5. 0 メートルである。陸前高田市職員の陳述によれば、本件では占用許可の申請は不要とのことである。
- 4 本土地の北西に物置が 1 個存在する（写真 3 参照）。これは、土地への定着性のない工作物である。

■ 物件 2 建物関係

室内で犬が一頭飼育されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼物件 1 所有者、物件 2 共 有者) 陸前高田市建設課職 員	物件 2 建物の相共有者 B は私の子です。物件 2 建物は、私が住居と して使用しています。B から地代を収受したことはありません。 物件 2 建物内で、犬を一頭飼っています。 接面道路に出入りするための橋は私が自費で造ったものです。 水路の使用について、占用許可を受けたことはありません。 本件では、(橋状の工作物は) 既存の物であり、(買受人による) 水 路の占用許可申請は、特に必要ないと考えます。

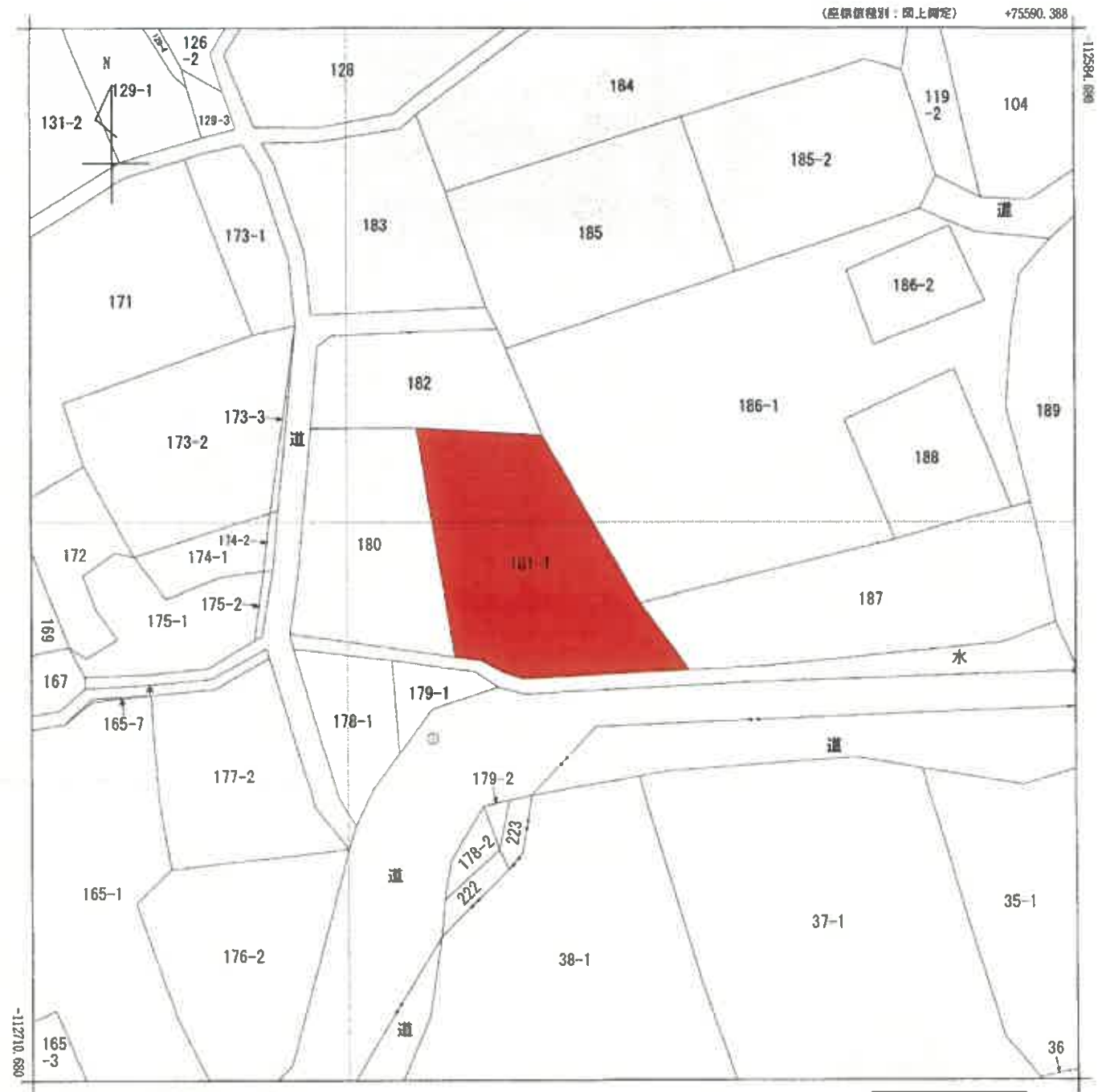
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年9月12日(金)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和7年9月12日(金)	執行官室(郵便)	陸前高田市役所へ課税関係資料交付申請
令和7年9月17日(水)	執行官室(FAX)	陸前高田市役所へ道路照会
令和7年10月2日(木)	執行官室(郵便)	期日通知送付
令和7年10月17日(金) 13:50~14:40	物件所在地	A立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行
令和7年10月24日(金) 10:45~10:50	執行官室(電話)	陸前高田市建設課職員に聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在であったので、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

広田町字長洞

広田町
字小長洞

請求部	所在	陸前高田市広田町字長洞				地番	181番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和63年12月			備付年月日(原図)			補記事項			

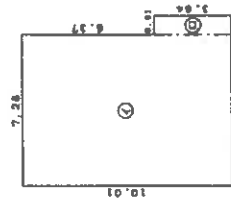
A3判をA4判に縮小

建物図面
各階平面図

家屋番号	181番1
建物の所在	陸前高田市広田町字長浜181番地1

各階平面図

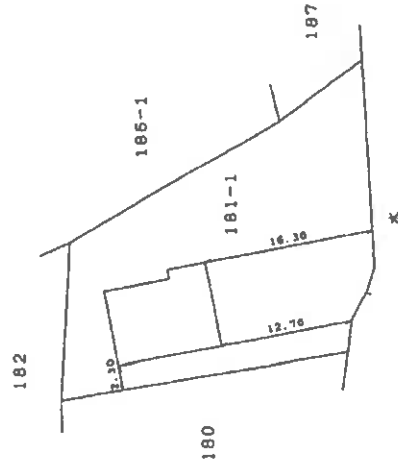
1階2層(全館型)



面積表

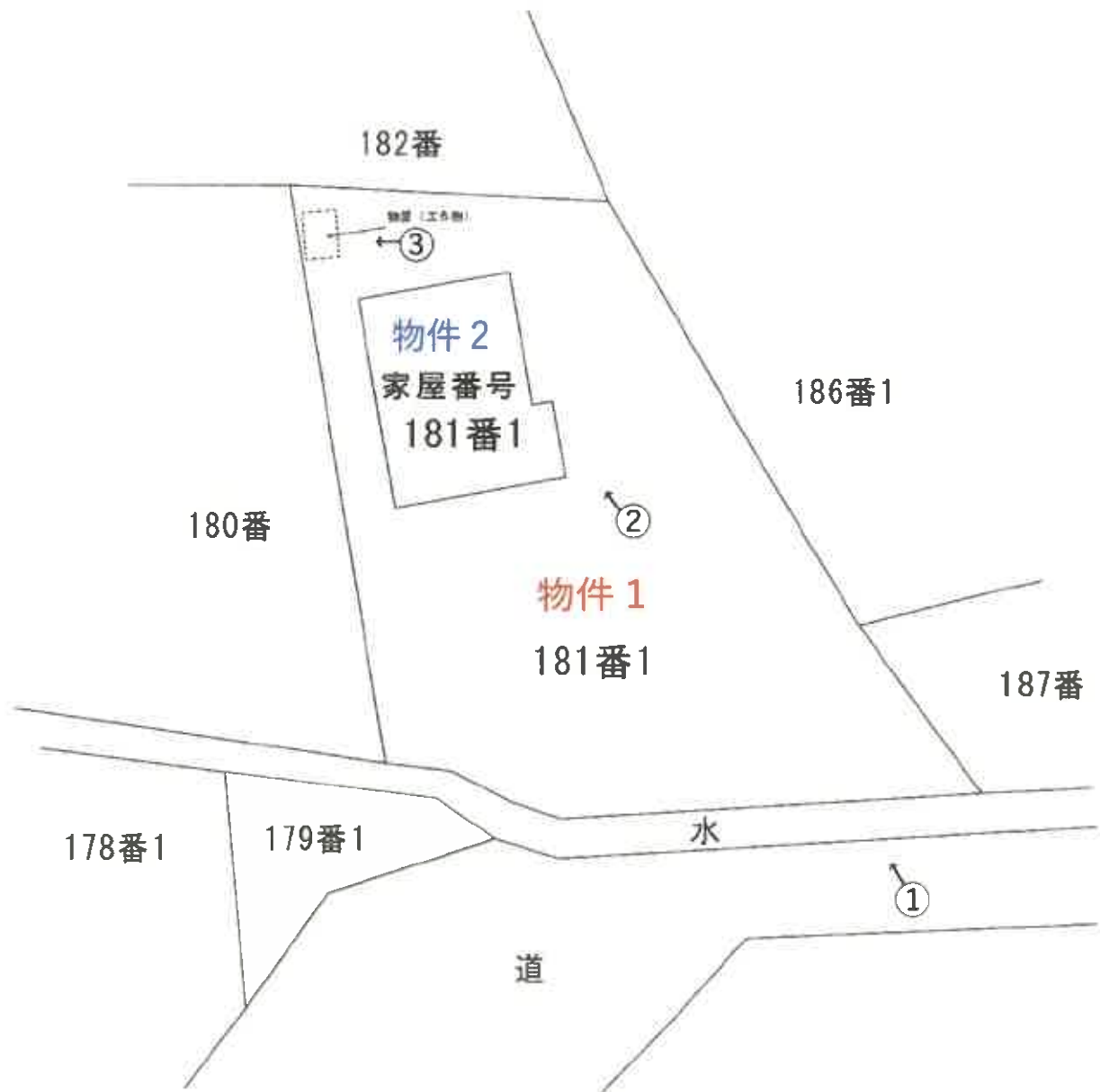
①	7.28 x 10.01	=	72.8728
②	0.91 x 3.64	=	3.3124
計			76.1852

床面積 76.18 m²



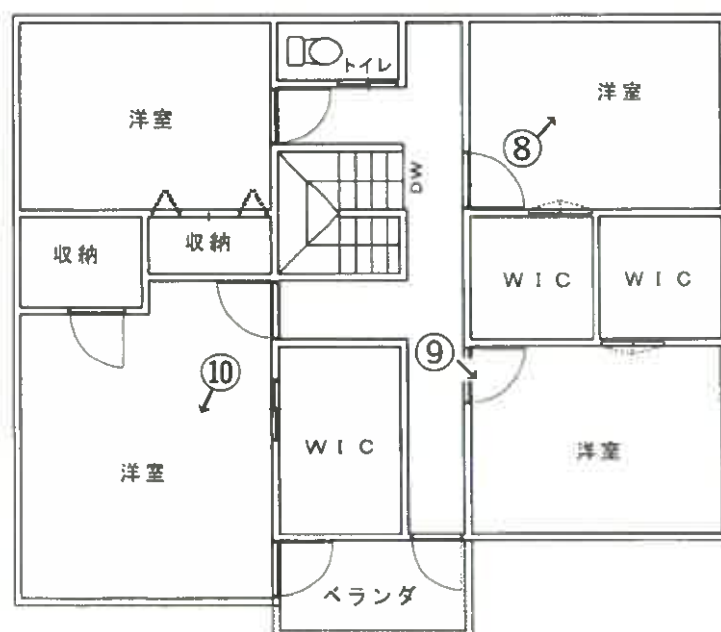
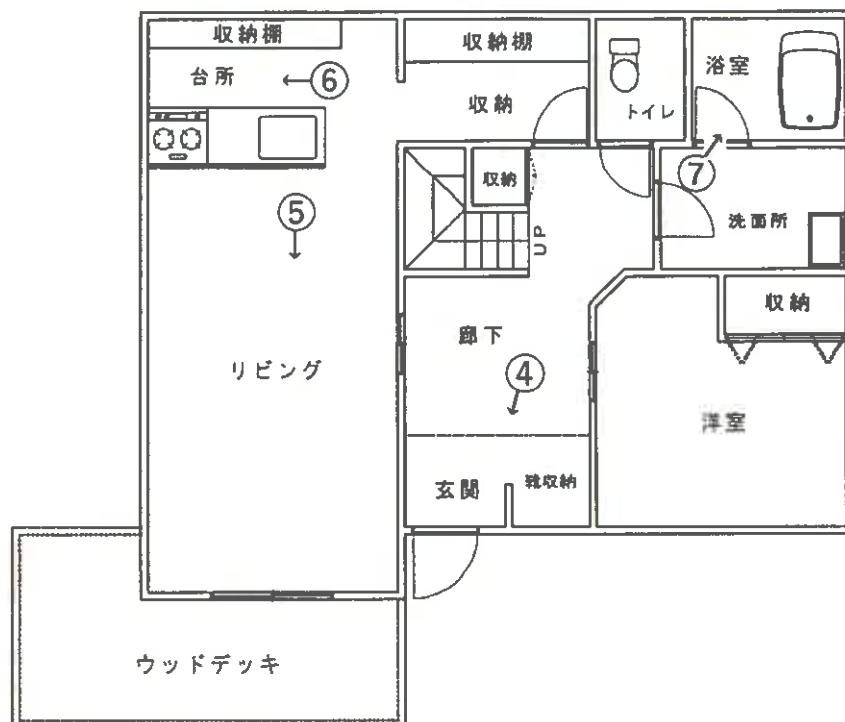
作成者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

令和7年(ケ)第7号 土地建物位置関係図



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。

令和7年（ケ）第7号 物件2建物 間取図



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真9



写真10



令和 7 年（ケ）第 7 号
令和 7 年 10 月 17 日 現地調査
令和 7 年 10 月 27 日 評 価

盛岡地方裁判所一関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

佐 藤 真

第1 評価額

一括価格	
物件1・2	金 6,080,000円
内訳価格	
物件1（土地）	金 1,140,000円
物件2（建物）	金 4,940,000円

- 1 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
従って、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	陸前高田市広田町字長洞 181番1 宅地 604.00㎡	同 左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	陸前高田市広田町字長洞181番地1 181番1 居宅 木造ルーフィングぶき2階建 1階 76.18㎡ 2階 76.18㎡	同 左
番 号	特 記 事 項		
1・2	特記すべき事項はない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R大船渡線B R T「小友」駅の南東方約1.3km（道路距離）の位置。 その他の主要な施設等への道路距離は次のとおり。 陸前高田市役所 ：約9.0km（道路距離） マイヤアップルロード店：約5.1km（道路距離） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	対象物件の周辺地域は、県道背後に漁家住宅、一般住宅のほか農地も見られる村落地域である。 近年は、格別の地域要因の変動は認められないため、当面現状のままで推移するものと予測される。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — — — — 洪水想定区域外・災害危険区域外
画地条件 （規模、形状等）	南側間口約28m、奥行最大約29m、地積604.00㎡のほぼ台形状の画地である。 地勢は概ね平坦であるが、南端部及び東端部が法地となっている。 現況面積は公簿面積とほぼ一致している。	
接面道路の状況	南側で幅員約5.1m舗装市道「長洞線」に水路を介して接面している。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用されており、物件2の建物共有者2名が物件2の建物を居宅として所有し、占有している。	
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	あ り な し な し
特記事項	① 土壌汚染については、当該物件を含む周辺が村落地域として推移してきたことを考慮すると、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。但し、土壌汚染の有無は指定機関等の専門家による調査を経なければ確定は出来ない。 ② 周知の埋蔵文化財包蔵地「長洞遺跡」に指定されている。陸前高田市教育委員会事務局教育総務課に確認したところ、「建物の建替え等を行う場合は埋蔵文化財保護のため発掘届の提出が必要になる」との回答があった。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記事項証明書記載） 平成27年2月6日新築 経過年数 10.7年 経済的残存耐用年数 19.3年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : ルーフィングぶき 外 壁 : サイディング 内 壁 : ビニールクロス等 天 井 : ビニールクロス等 床 : フローリング等 設 備 : 電気、給排水設備等 （注）建物の各種設備については動作確認まで出来ないため、 使用可能か否かについては不明である。 その他 : な い
床面積（現況）	公簿面積とほぼ一致している。
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 居 宅 間取り 別紙「建物間取図」のとおり
品 等	居宅としては中品等である。
保守管理の状態	保守管理の状態は普通である。 なお、建物内部でペット（犬）が飼育されている。
建物の利用状況	建物共有者2名のうち1名が、居宅として使用占有している。
特記事項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1（土地）

更地価格を算出し、これに必要なに応じて建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ≒オ
1	8,000	0.751	604.00	1.00	3,630,000

ア 標準画地価格：周辺の地価水準及び現地調査結果等を総合的に勘案して査定した。

イ 個別格差：画地条件 +3%（方位）、-10%（地積）、-10%（形状）、-10%（法地あり）
 $\therefore$ 相乗積により、 $(1+0.03) \times (1-0.1) \times (1-0.1) \times (1-0.1) \approx 75.1\%$

ウ 地 積：公簿数量を採用。

エ 建付減価：特に必要ないものと判断。

(2) 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ≒エ
2	150,000	152.36	0.475	10,860,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

定額法：経過年数10.7年、経済的残存耐用年数19.3年、残価率10%で、67.9%と査定した。

$$\text{残価率} 10\% + (1-0.1) \times \text{経済的残存耐用年数} 19.3 \text{年} \div \text{経済的全耐用年数} 30 \text{年} \\ = 67.9\%$$

観察減価法：保守管理の状態等を勘案して-30%と査定した。

$$\begin{array}{ccc} \text{定額法} & & \text{観察減価法} \\ \therefore \text{現価率} & = & 67.9\% \times (100\% - 30\%) \approx 47.5\% \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物 件 番 号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	3,630,000	0.25	法定地上権	910,000

イ 土地利用権等割合：物件2の建物の土地利用権等を法定地上権と判断し、その割合を25%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2(1)ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,630,000	-910,000		0.7	0.6	1,140,000
2	10,860,000	+910,000	1.0	0.7	0.6	4,940,000
一 括 価 格 (合 計)						6,080,000

ウ 占有減価修正：特に必要ないものと判断。

エ 市場性修正：周辺地域の不動産市場動向等を総合的に勘案して査定。

オ 競売市場修正：不動産競売市場の特殊性等を考慮して査定。

第6 参考価格資料

当該物件において参考とすべき地価公示・地価調査の公示価格等はない。

第7 附属資料の表示

位置図①②

公図写

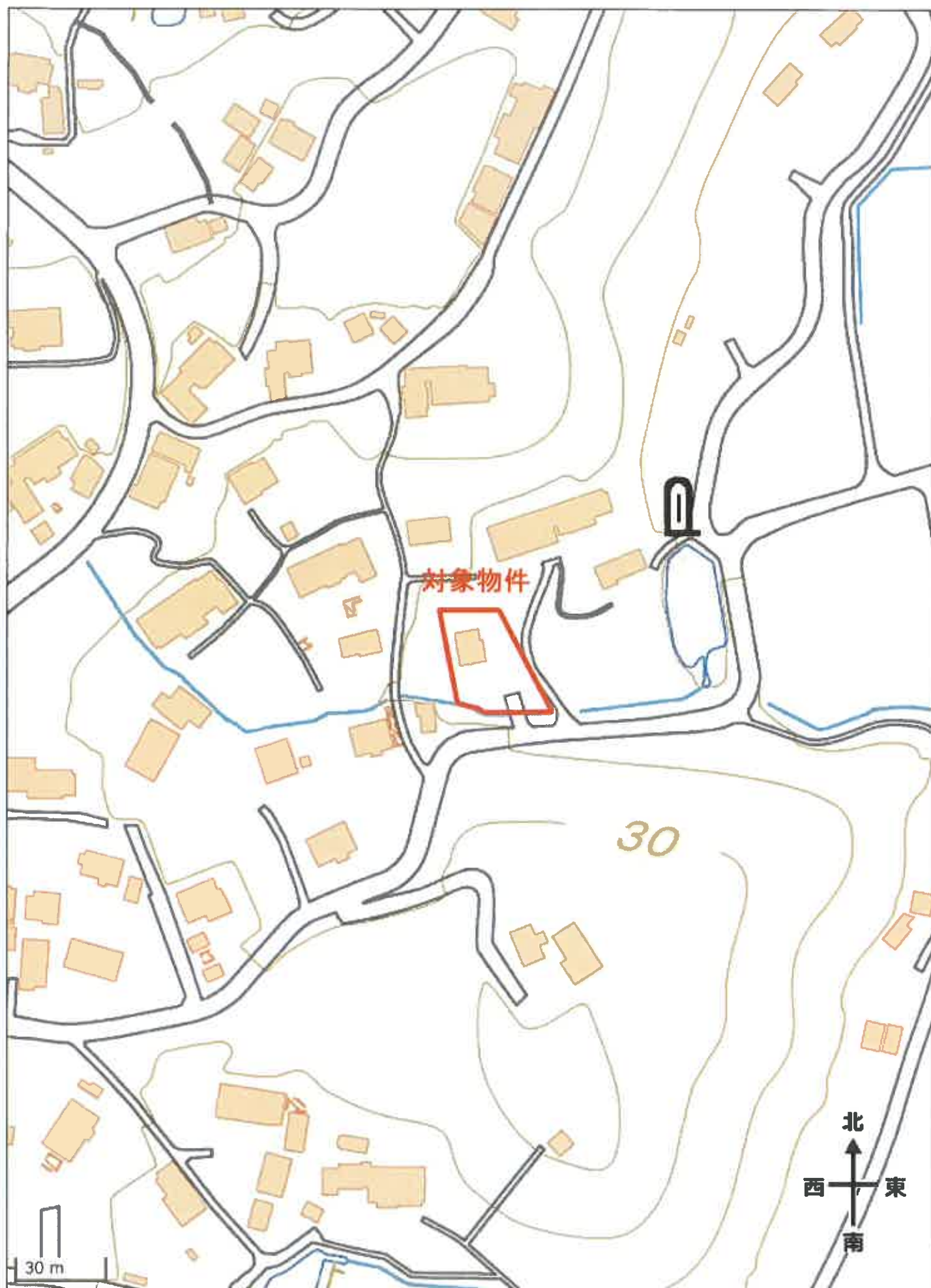
土地建物位置関係図

建物図面・各階平面図写

建物間取図

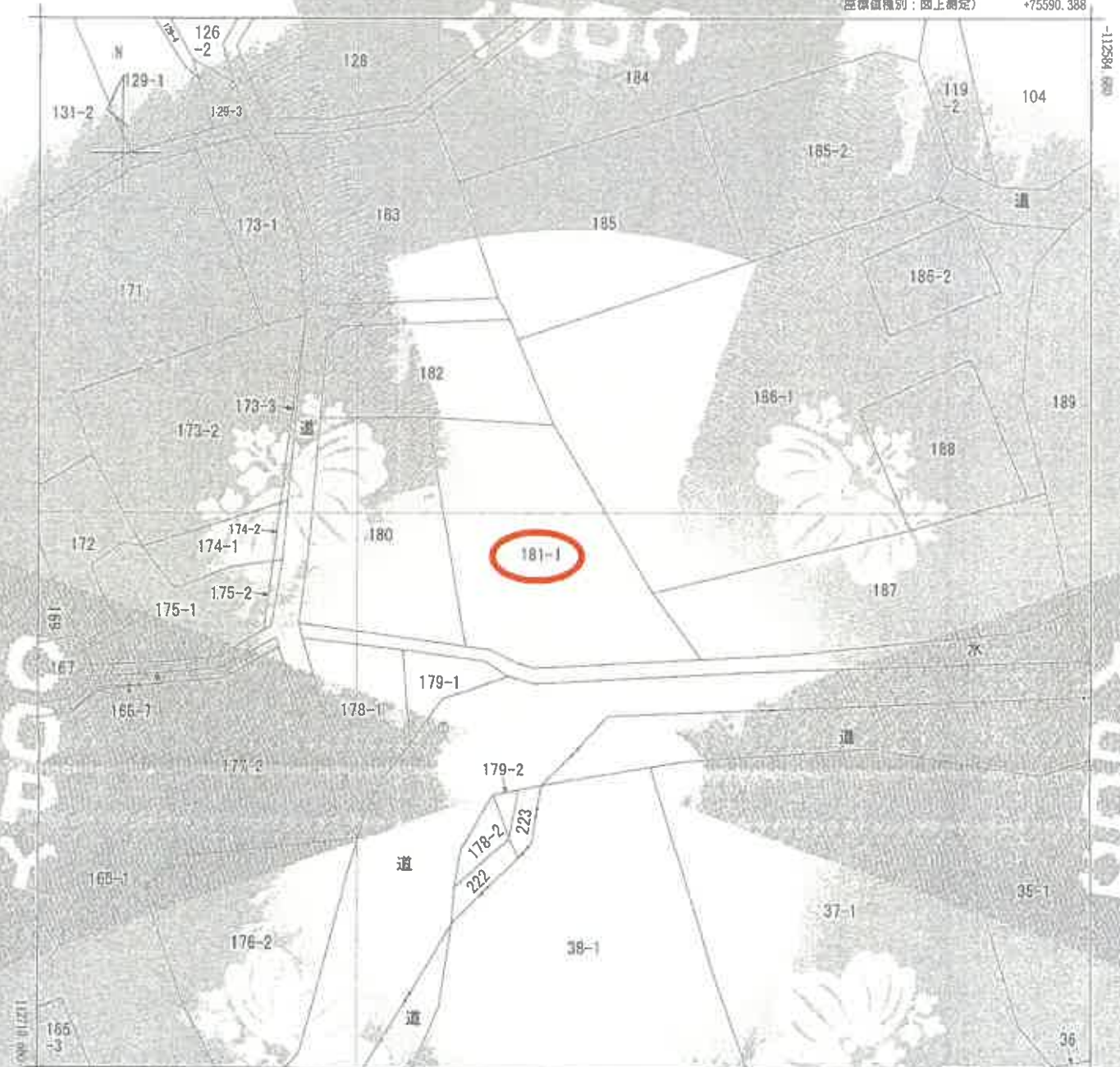
以 上





座標値種別：図上測定)

+75590.388



+75463.368 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土情報院が公開した座標修正パラメータ (tsushokutaiheiyooki2011.par) による修正がされています。

地番
区
段
見
出

広田町字長洞

広田町
字
長洞

部 分	所 在	陸前高田市広田町字長洞			地 番	181番1		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	年 一	座標系 番号又は 記号	分 類	地図 (法第14条第1項)		種 類
作 成 年 月 日	昭和63年12月			第 一 付 年 月 日 (第 四)			補 記 事	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年7月28日

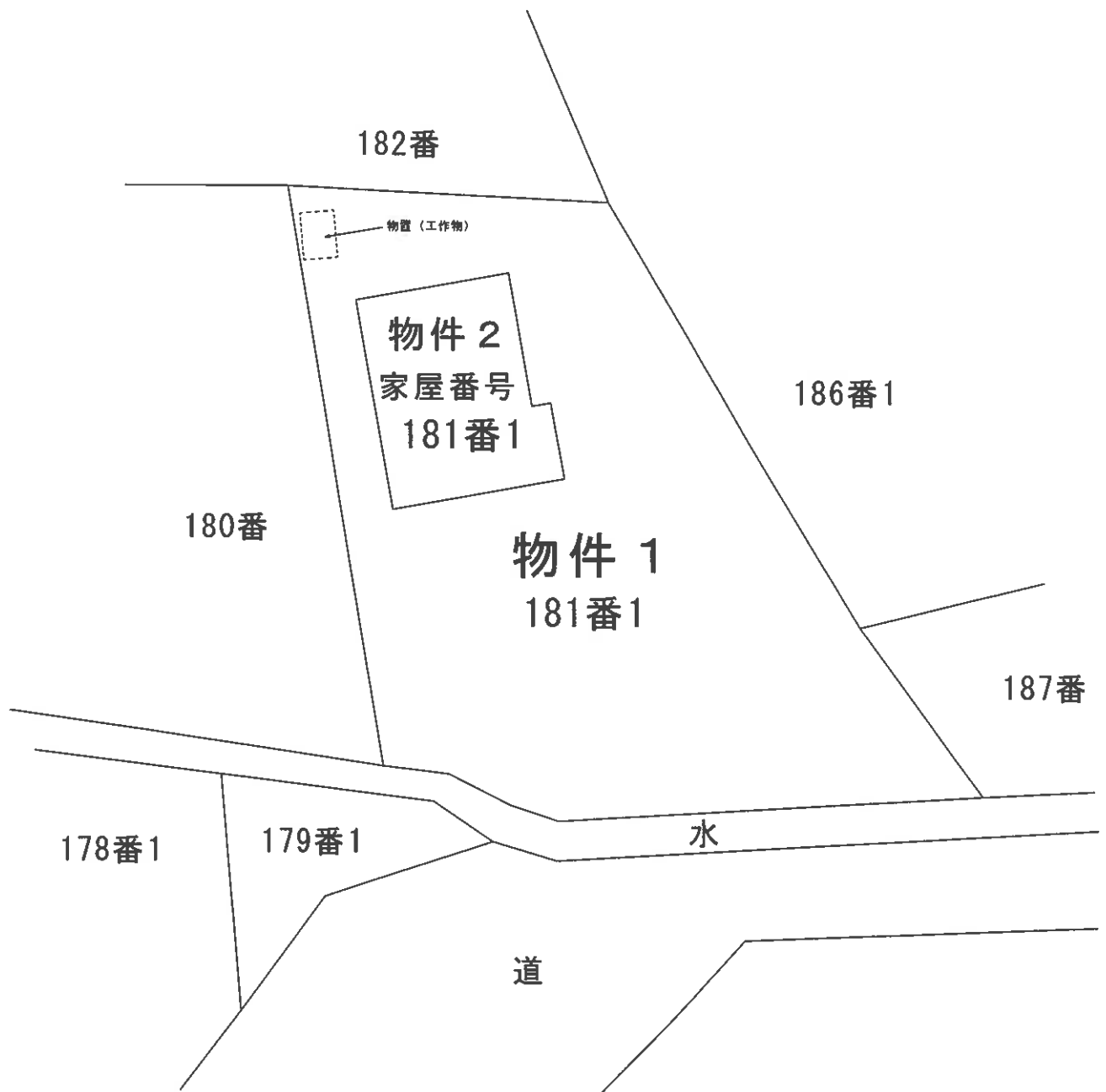
盛岡地方裁判所大船渡出張所

登記官

請求番号：7-1

(1/1)

土地建物位置関係図



※) 土地の形状及び建物の位置は概略を記載したものであり正確なものではない。

S ≒ 1 / 3 0 0



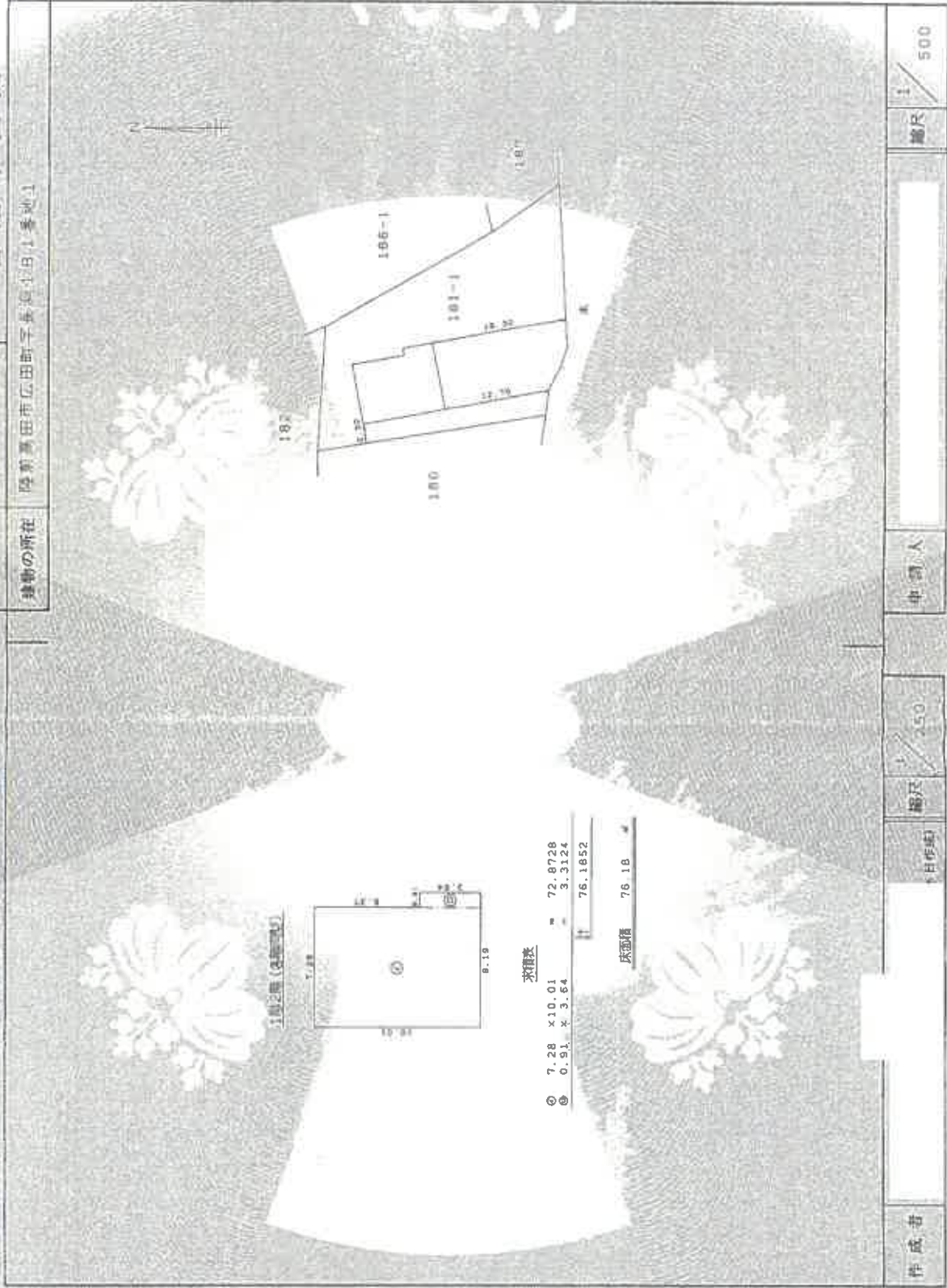
登記年月日：平成27年2月13日

（本図は縮小に図説されたもので、正確な図面とは異なる）
令和7年7月28日 建築地方定規別表第21号第2項

建築物図面

各階平面図

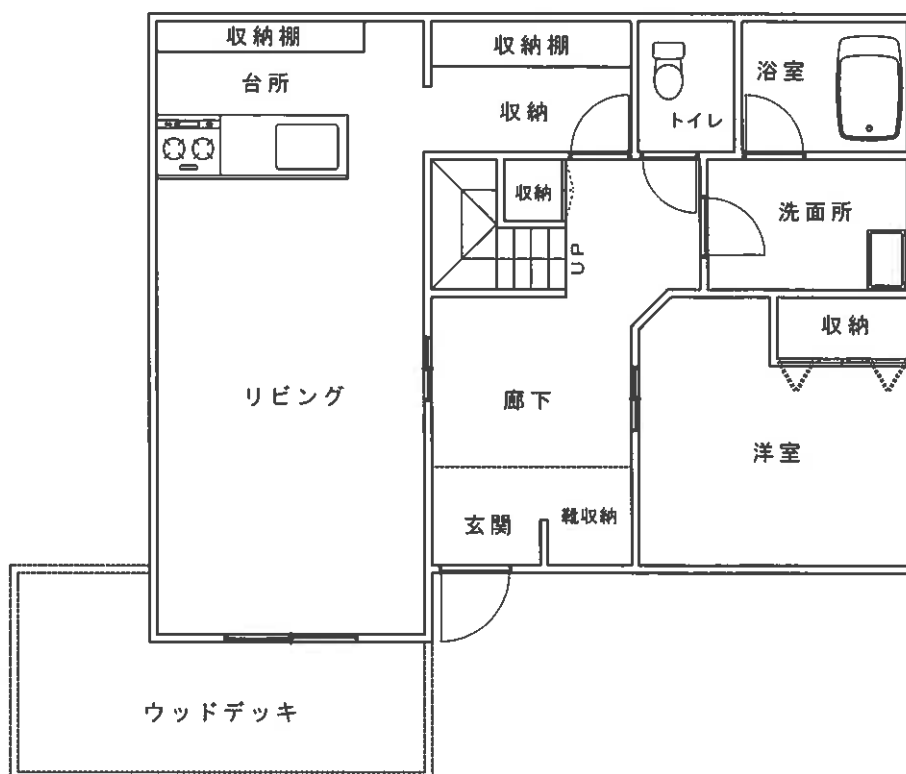
受理番号	1001番
建築物の所在	陸前高田市広田町平島（旧・B1）等地1



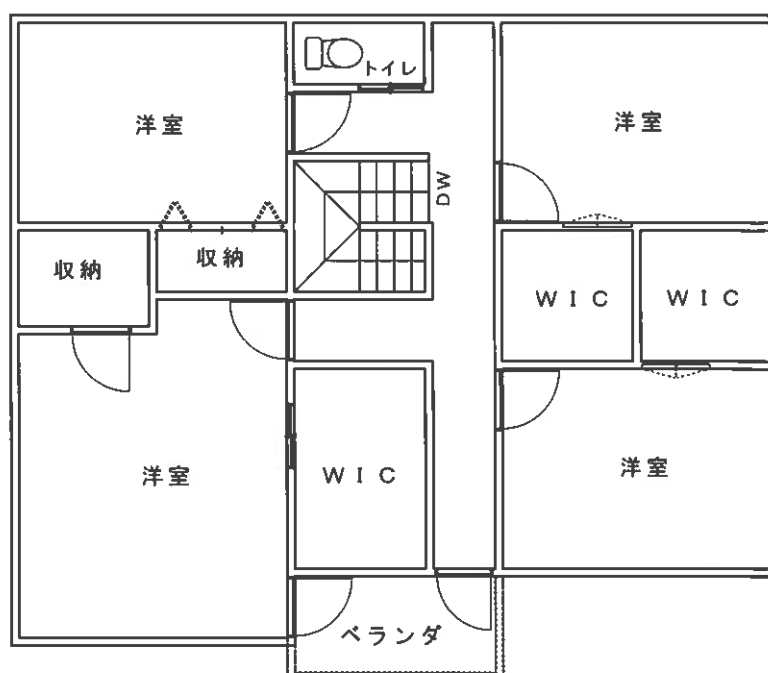
(日本土地建物株式会社連合会利用)

建物間取図（物件 2）

1 階



2 階



S = 1 / 1 0 0